管理官、管制保安部長、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、航空交通管理管制官、航空交通管理管制運航情報官、航空交通管理管制技術官及びシステム管理官
六～十二　（略）
（福祉職俸給表の適用範囲）
第十四条の二　福祉職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。ただし、教育職俸給表㈡又は医療職俸給表の適用を受ける者を除く。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―六―八七

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
勤務箇所	職員	調整数
別表第一　適用区分表（第一条関係）		
一　人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）	一
一の二～八　（略）	（略）	（略）
九　国立児童自立支援施設		二
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）	（略）
(5)　（略）	(5)　（略）	
(6)　調査課長、教務課長、研修課長及び養成課長（(2)に掲げる者を除く。）	(6)　調査課長、教務課長、研修課長及び養成課長（(2)に掲げる者を除く。）	
(7)～(9)　（略）	(7)～(9)　（略）	
(10)・(11)　（略）	(10)・(11)　（略）	（略）

改正前		
勤務箇所	職員	調整数
別表第一　適用区分表（第一条関係）		
一　人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、警察庁、金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）	一
一の二～八　（略）	（略）	（略）
九　国立児童自立支援施設		二
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）	（略）
(5)　（略）	(5)　（略）	
(6)　調査課長、養成・研修課長及び教務課長（(2)に掲げる者を除く。）	(6)　調査課長、養成・研修課長及び教務課長（(2)に掲げる者を除く。）	
(7)～(9)　（略）	(7)～(9)　（略）	
(10)・(11)　（略）	(10)・(11)　（略）	（略）

一　国立障害者リハビリテーションセンターに勤務する職員で次に掲げるもの
(1)～(3)　（略）
(4)　自立支援局国立保養所に勤務し、入所者の指導、心理若しくは職能の判定、訓練又は介護の業務に従事する職員で指令で指定するもの
(5)　（略）
二・三　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

一　国立障害者リハビリテーションセンターに勤務する職員で次に掲げるもの
(1)～(3)　（略）
(4)　自立支援局国立保養所に勤務し、入所者の指導、心理の判定、訓練又は介護の業務に従事する職員で指令で指定するもの
(5)　（略）
二・三　（略）